

## 複数選択式 4 「社会的養護」

@2025sakurakosensei 転載・転売禁止

### <問題編>

#### 問1

次のうち、親権に関する記述として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 20歳に達しない子は、父母の親権に服する。
- 2 親権は、父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その両方を親権者と定めなければならない。
- 3 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。
- 4 親権を行う者は、子の利益のために子の監護、教育、及び懲戒をする権利を有し、義務を負う。
- 5 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

#### 問2

次のうち、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に関する記述として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 事業は、養育者が親権者となり、委託児童を養育する取り組みである。
- 2 事業は、「児童福祉法」に規定されている。
- 3 事業は、第一種社会福祉事業である。
- 4 事業は、5人または6人の児童を養育者の家庭において養育を行う取り組みである。
- 5 事業において委託児童の養育を担う養育者は、保育士資格を有していなければならない。

#### 問3

次のうち、家庭支援専門相談員の配置が義務づけられていない児童福祉施設を2つ選びなさい。

- 1 児童養護施設
- 2 児童自立支援施設
- 3 乳児院
- 4 母子生活支援施設
- 5 里親支援センター

## <解説編>

### 問1 正答 3、5

- 1 × 「民法」(以下「法」)第818条では、「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」と規定されている。現在「民法」における「成年」は、「年齢18歳をもって、成年とする。」とされているため、不正解である。
- 2 × 「法」第819条第1項では、「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。」と規定されている。
- 3 ○ 「法」第822条。
- 4 × 「法」第820条では、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定されているが、懲戒については削除されている。
- 5 ○ 「法」第821条。

### 問2 正答 2、4

- 1 × 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)は、養育者の家庭に児童を迎え入れ、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育を行う家庭養護の一環であり、事業の養育者は児童を委託されているが、親権者には該当しない。
- 2 ○ 「児童福祉法」第6条の3第8項では、「この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者(次条に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。」と規定されている。
- 3 × 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)は、「社会福祉法」第2条第3項第二号において、第二種社会福祉事業に規定されている。
- 4 ○ 「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱(令和3年3月26日厚生労働省)」(以下「要綱」)第4「対象人員」(1)では、「ファミリーホームの委託児童の定員は、5人又は6人とする。」とされている。
- 5 × 「要綱」第7「職員」(4)では、「養育者は、養育里親である者(略)であって、法第34条の20第1項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者のうち、次の①から④までのいずれかに該当する者をもって充てるものとする。」とされており、①～④には養育里親の経験者、児童養護施設での養育経験者などが示されているが、保育士資格の有無については示されていない。

問3 正答 4、5

1 ○ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(以下「基準」)第42条第1項では、「児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。」と規定されている。

2 ○ 「基準」第80条第1項では、「児童自立支援施設には、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。」と規定されている。

3 ○ 「基準」第21条第1項では、「乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。」、第22条第1項では、「乳幼児10人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。」と規定されている。

4 × 「基準」第27条第1項では、「母子生活支援施設には、母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。」と規定されている。

5 × 「基準」第88条の6第1項では、「里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。」と規定されている。